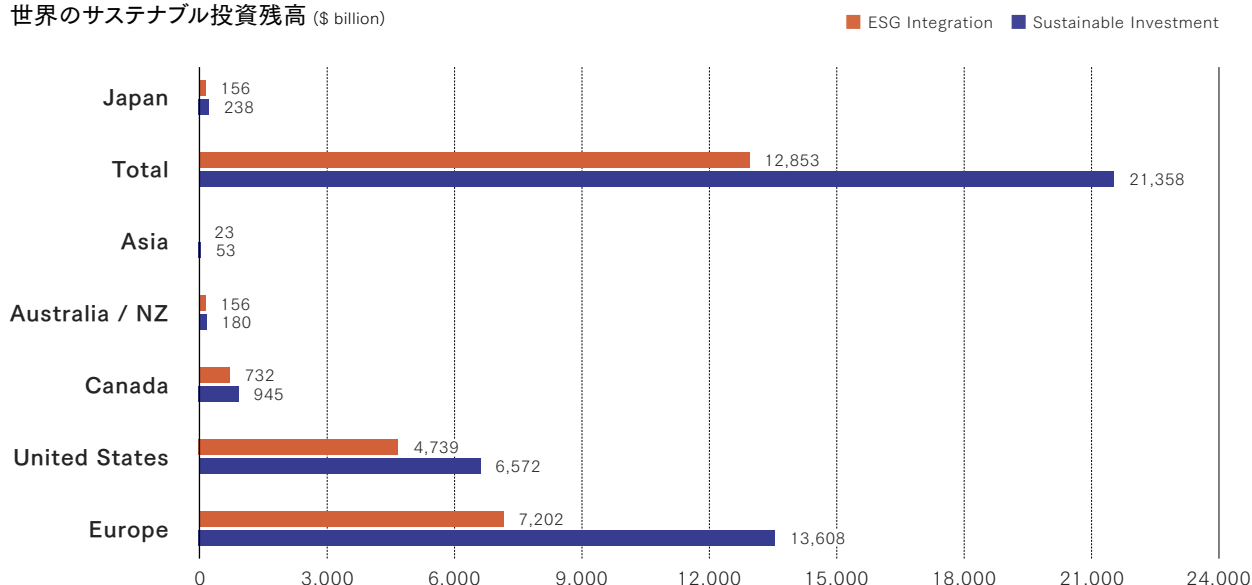


EDGE Sustainable Growth Disclosure サービスver.1.0

企業の持続可能性に関する情報開示は、ここ10年間、ステークホルダーによる情報要請とともに劇的に増加し、各企業は、ステークホルダーのニーズを把握して、これに応えるために、多様なガイドラインやガイダンスを使い、情報開示を進めてきたことでしょう。一方で、世界経済の混迷・回復、新たな社会の課題・格差が深刻化する中、企業のサステナブル・グロスへの期待はむしろ高まっていると言えるのではないのでしょうか。折しも、2015年9月、ニューヨークの国連サミット全体会合の演説で、日本は、GPIF（年金積立金管理運用 独立行政法人）がPRI（責任投資原則）に署名をしたことを表明しました。世界最大のアセットオーナーであるGPIFは委託運用機関やエンゲージメントの対象となるJPX日経400の対象企業へのモニタリングを行うなど、実効性を求める時代に突入したと言えます。従来の内部のCSR活動主体型の情報開示から、長期的な視点に立った、企業と株主・投資家並びにステークホルダーにとって、より重要な影響度を図り、要請に対し、効果的な情報開示を進める必要性があります。とくに、ユニバーサル・オーナーに見られる長期投資家の目線をプラスした情報開示プラットフォームの改善は急務です。当社では、このほど、包括的な情報開示を支援すべく、「EDGE Sustainable Growth Disclosure サービスver.1.0(ESGD1.0)」をご提供させていただきます。是非、この機会に、ご導入をお考えください。（下段、グラフ参照）

世界のサステナブル投資残高 (\$ billion)



※「日本の機関投資家によるサステナブル投資・ESG投資残高」(社会的責任投資フォーラム 荒井勝氏)発表資料より

※上段の日本は2015年12月時点での最新数値、それ以外のデータは「Global Sustainable Investment2014」時点での数値

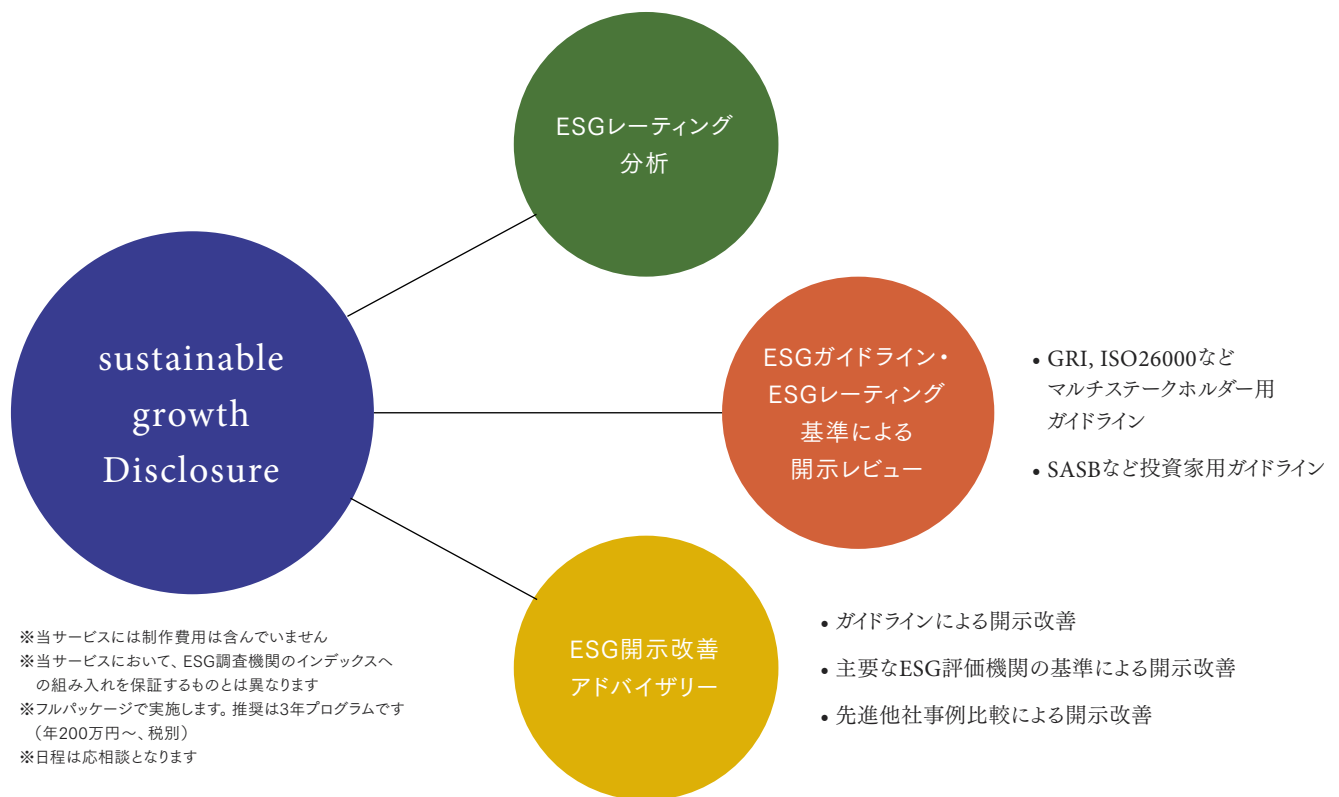
なぜ投資家はESG問題に関心があるのか？

2015年9月、PRIは「21世紀の受託者責任」(Fiduciary Duty in the 21st Century)調査レポートを公表しました。オーストラリア、ブラジル、カナダ、ドイツ、日本、南アフリカ、英国、米国の8か国を対象に、投資実務と受託者責任に関する最新の分析を行ったものです。同書の中で、「投資プロセスにとって不可欠なものとしてESG問題を分析することは、投資家が特定の投資に関連するリスクと機会を徹底して評価できる機会をもたらす。これにより、投資家は、より適切な投資判断をすることができ、投資する市場においてはより正確な企業価値評価が促進されることになる。また、長期的価値創造の原動力に関して企業と投資家の間に質の高い対話をもたらし、企業に対してはガバナンスおよびESG問題への対応を改善するインセンティブを与え、投資家に対しては、これらの問題により提起される機会を積極的に追及することが奨励される」とあります。(右参照)



EDGE Sustainable Growth Disclosureサービスver.1.0

当社サービスの特長は、「ESGレーティング分析」「ESGガイドライン・ESGレーティング基準による開示レビュー」「ESG開示改善アドバイザー」の3つの視点から、包括的な情報開示に向けた支援をさせていただくものです。株主・投資家並びにステークホルダーに向け、効果的な情報開示に取り組まれたい企業の皆様のご期待に応えるサービスとなっています。(下記、図参照)。別途サービスのESGパーセプション・スタディ・サービスとともにご利用をお勧めいたします。



※ご説明・お見積りは、下記までお申し付けください。

本件に関する問い合わせ先

株式会社エッジ・インターナショナル 当社営業担当、統合報告/ESG事業推進室

TEL: 03-3403-7750

E-MAIL: edge@edge-intl.co.jp